

# 木質バイオマス発電の認定審査等 及びクリーンウッド法について

平成29年10月  
林野庁

# 1. 木質バイオマス発電の認定審査及び 燃料の証明方法について

# 木質バイオマス発電設備の認定基準等

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第9条第3項の規定に基づき、経済産業大臣は省令で定める基準等に適合するものであると認めるときは、認定を行う。

○法第9条第4項の規定に基づき、経済産業大臣は、木質バイオマス発電設備を認定しようとする場合において、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

○木質バイオマス発電については、バイオマス発電事業者が長期間にわたり安定的に発電を行うためには、燃料となるバイオマスを安定的に調達できる体制を整える必要があること等から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第5条第1項第11号において、

- ①バイオマス比率を毎月1回以上定期的に算定し、記録すること
- ②燃料の調達により、当該燃料を用いる他産業に著しい影響を与えないこと
- ③安定的な燃料調達が可能であると見込まれること

との基準が設定されている。

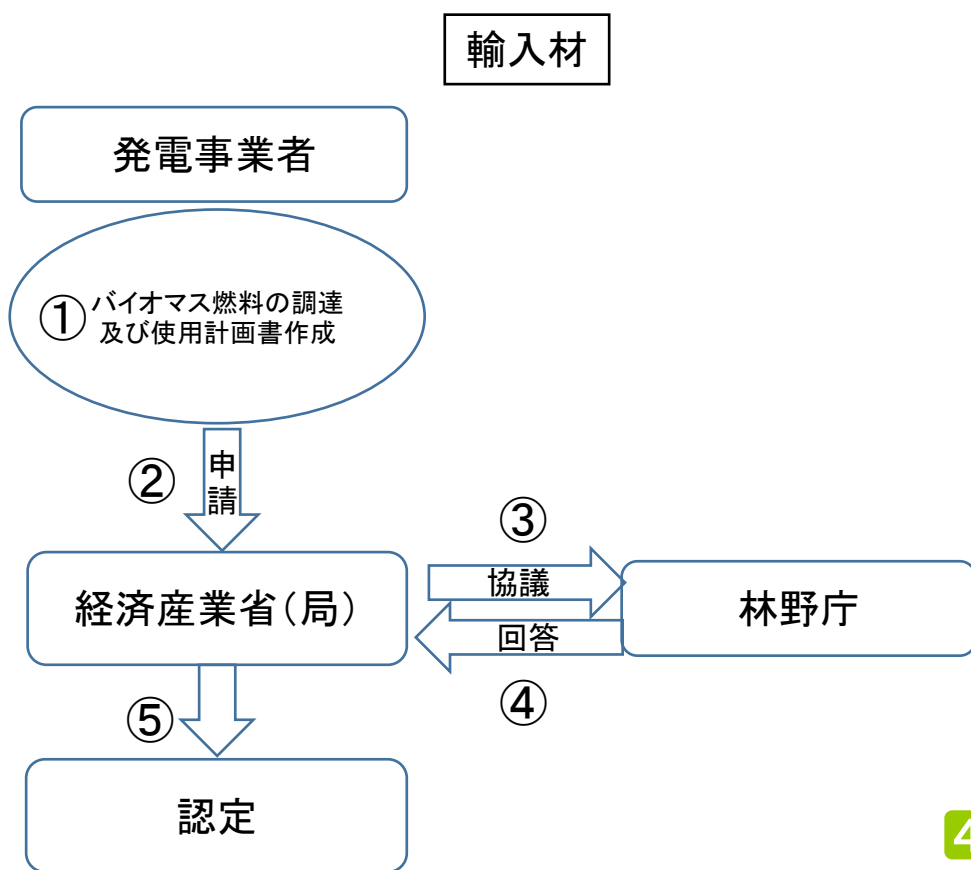
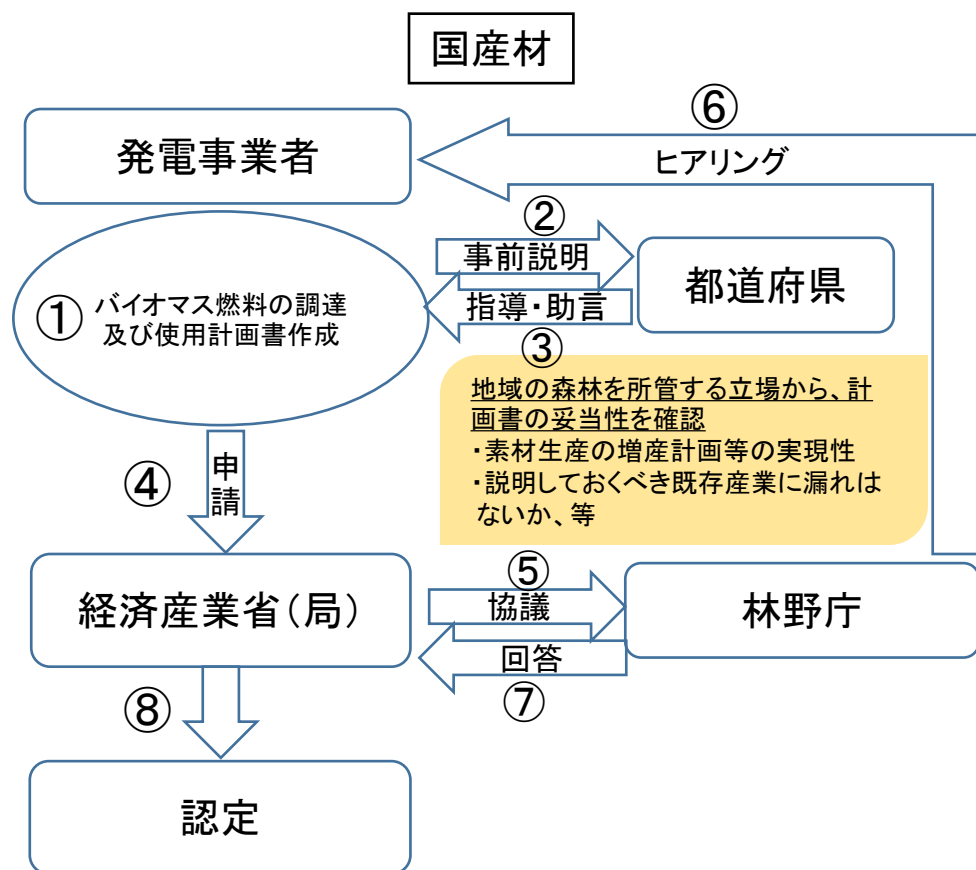
# 認定申請に当たっての提出書類

- 発電事業者は、認定申請に当たり安定的に調達可能なバイオマス燃料及びその調達ルートを検討した上で「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」を作成し、国に提出。
- 計画書には、同じ種類のバイオマスを利用する既存事業者の調達に著しい影響を与えない旨の誓約書及び燃料の安定供給協定書を添付。
- 燃料調達に関わる事業者が、間伐材由来や製材端材由来などの燃料材の由来の証明(分別管理を含む)を適切に実施しうる者であることについて、林野庁のガイドラインに基づく団体認定の取得状況や、FSC、PEFC等のCoC認証の取得状況等により確認。

| バイオマス燃料の調達及び使用計画書の記載項目・添付書類                                                   | 国産材    | 輸入材    |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| <b>バイオマス燃料の概況</b><br>(燃料の種類、年間使用量、調達事業体、調達地域等)                                | ○      | ○      |
| <b>既存事業者への影響に関する誓約書</b>                                                       | ○      | ○      |
| <b>安定供給協定書</b><br>(発電事業者と当該事業体に燃料を供給する事業者(国産材の場合はチップ加工事業者等、輸入材の場合は輸入商社等)との協定) | ○      | ○      |
| <b>チップ加工事業者等の概況</b><br>○名称及び団体認定、CoC認証等の取得状況<br>○生産能力(処理能力、発電所への年間納入量等)       | ○<br>○ | ○<br>— |
| <b>製材事業者の概況</b><br>○名称及び団体認定、CoC認証等の取得状況<br>○生産能力(原木入荷量及び端材発生量、製材端材の確保策等)     | ○<br>○ | —<br>— |
| <b>伐出事業者の概況</b><br>○名称及び団体認定、CoC認証等の取得状況<br>○生産能力(素材生産量、素材生産量の拡大方策)           | ○<br>○ | —<br>— |
| <b>燃料供給者等関係者との調整状況</b><br>(都道府県、既存事業者への説明等)                                   | ○      | —      |

# 認定に当たっての確認手続

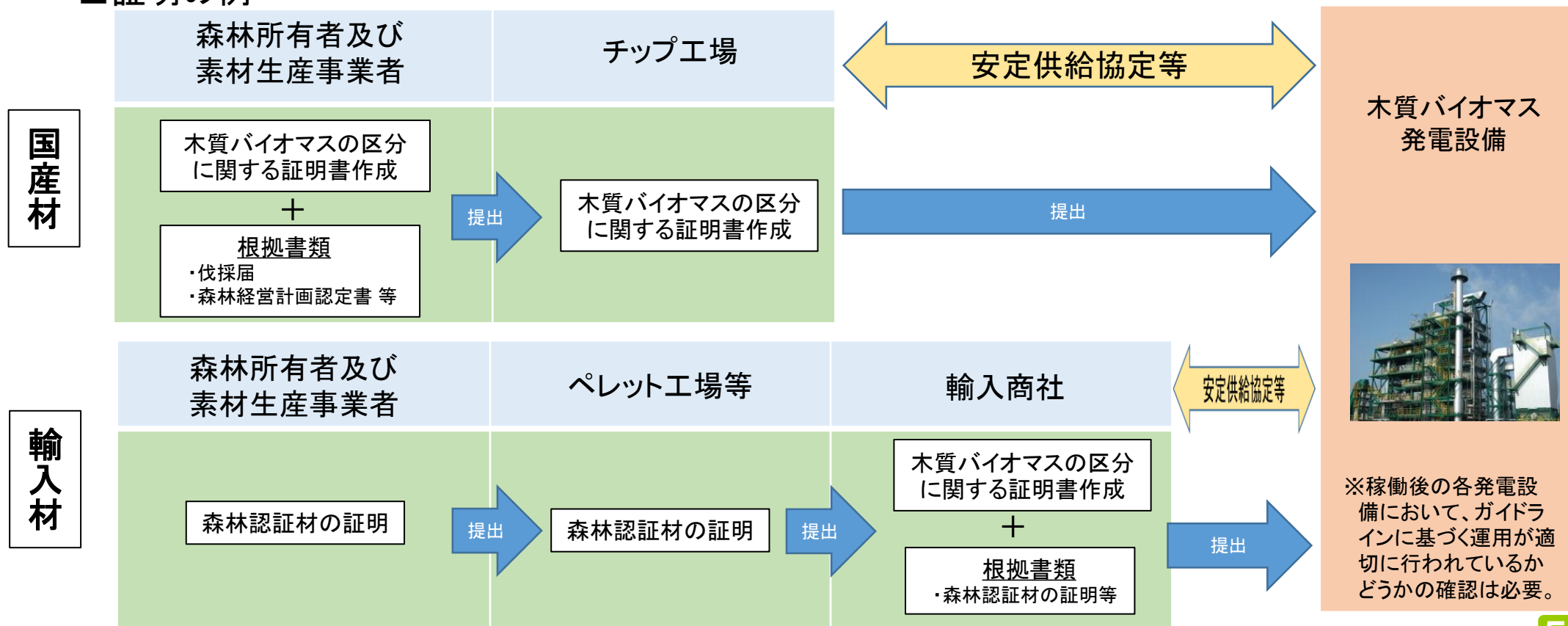
- 国産材を燃料とする場合、申請に当たって、発電事業者は、都道府県に対して、「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」を事前説明。妥当性について指導・助言を受けた場合は、申請者は適切な措置を実施。申請後、林野庁が書類確認に加えてヒアリングを実施。
- 輸入材を燃料とする場合、「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」について書類で確認。



# 木質バイオマス証明ガイドラインに基づく証明

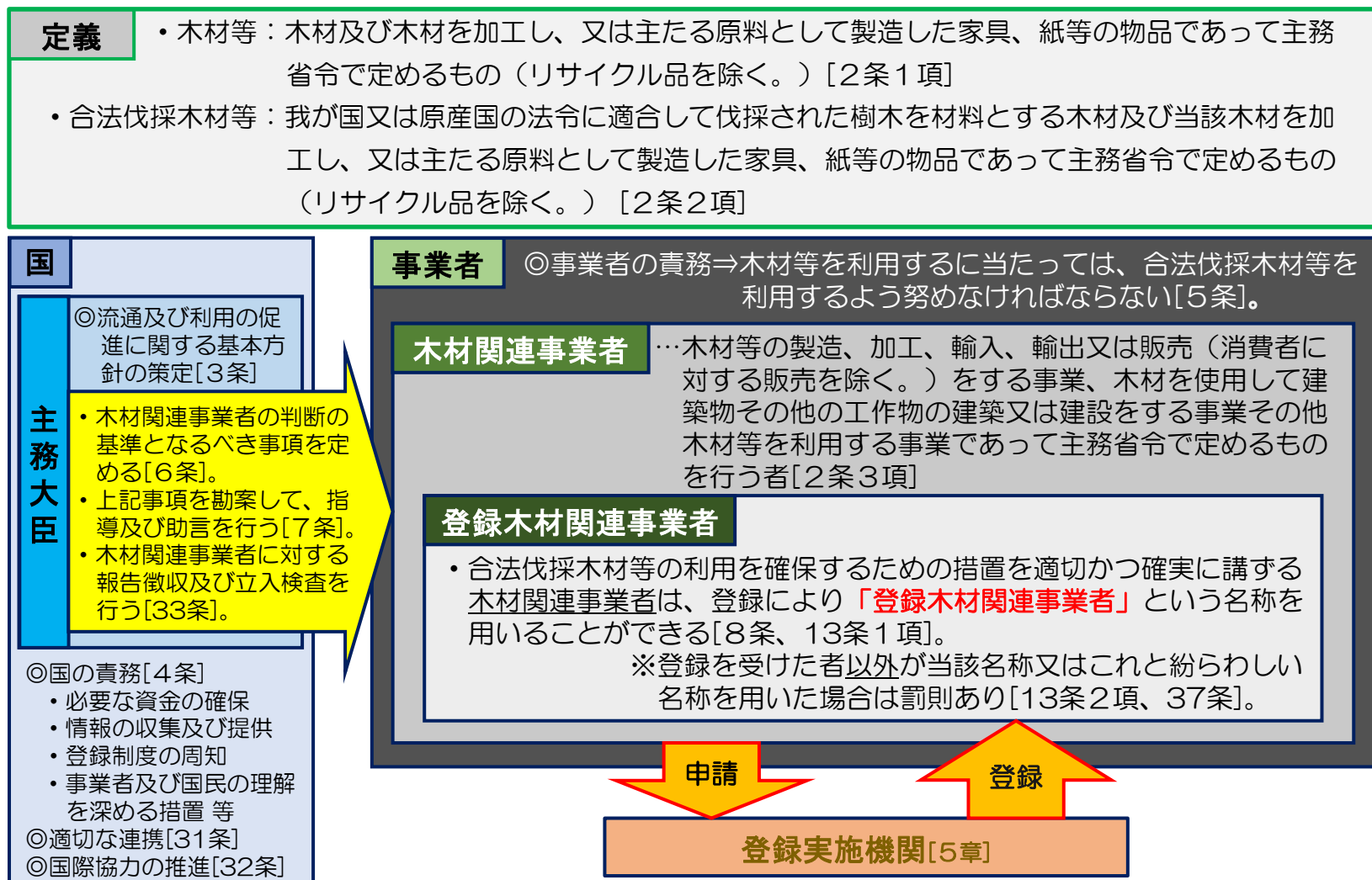
- 認定された発電設備の稼働後、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(平成24年6月林野庁策定)に基づき、発電事業者は燃料材の由来を確認。
- 具体的には、国産材及び輸入材について、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく、①森林認証制度(FSC等)、②関係団体による認定、③独自の取組による証明の仕組みを活用し、伐採又は加工・流通を行う者が、次の流通過程の関係事業者に対して、納入する木質バイオマスの由来を証明。

## ■証明の例



## 2. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）について

# クリーンウッド法の概要



※ 施行日：平成29年5月20日

# クリーンウッド法のねらい

## 法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進  
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

### 事業者は

そのために

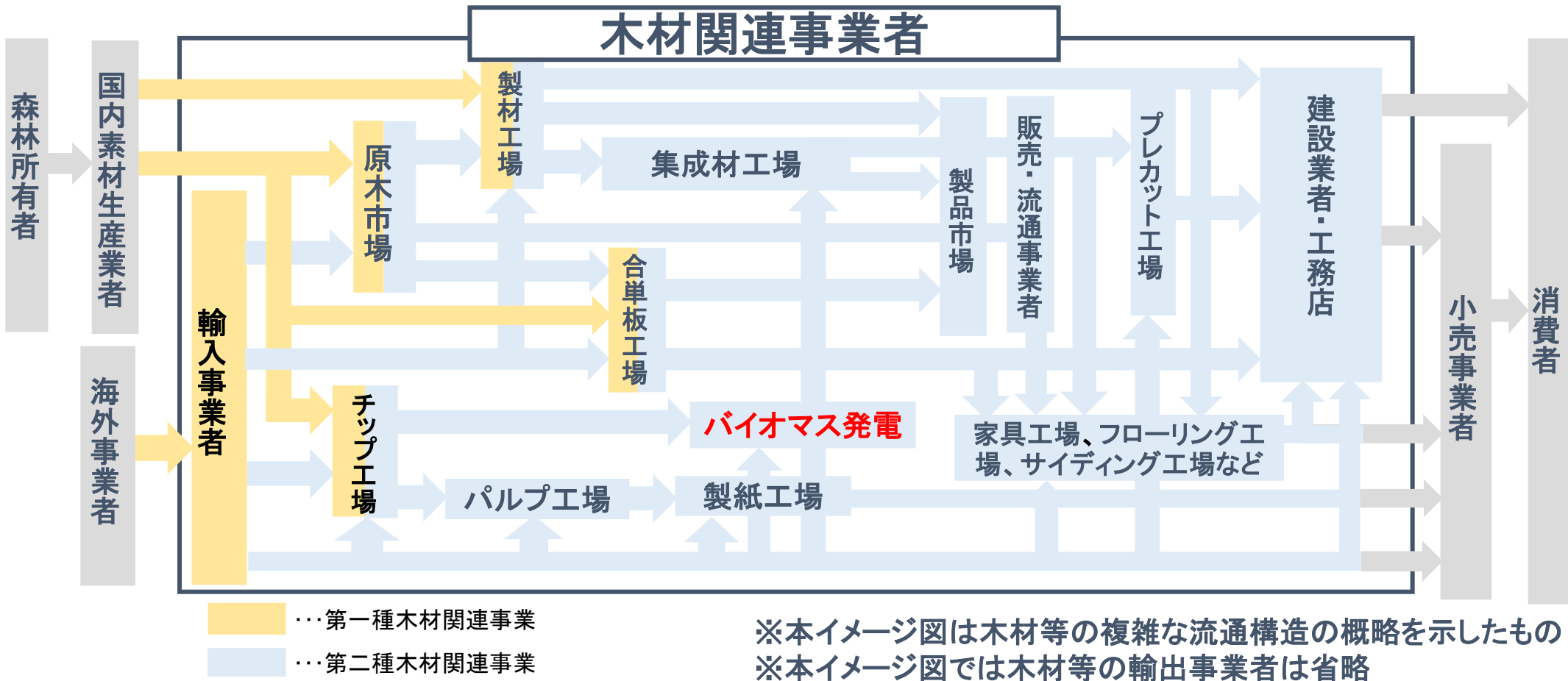
- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

### 国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

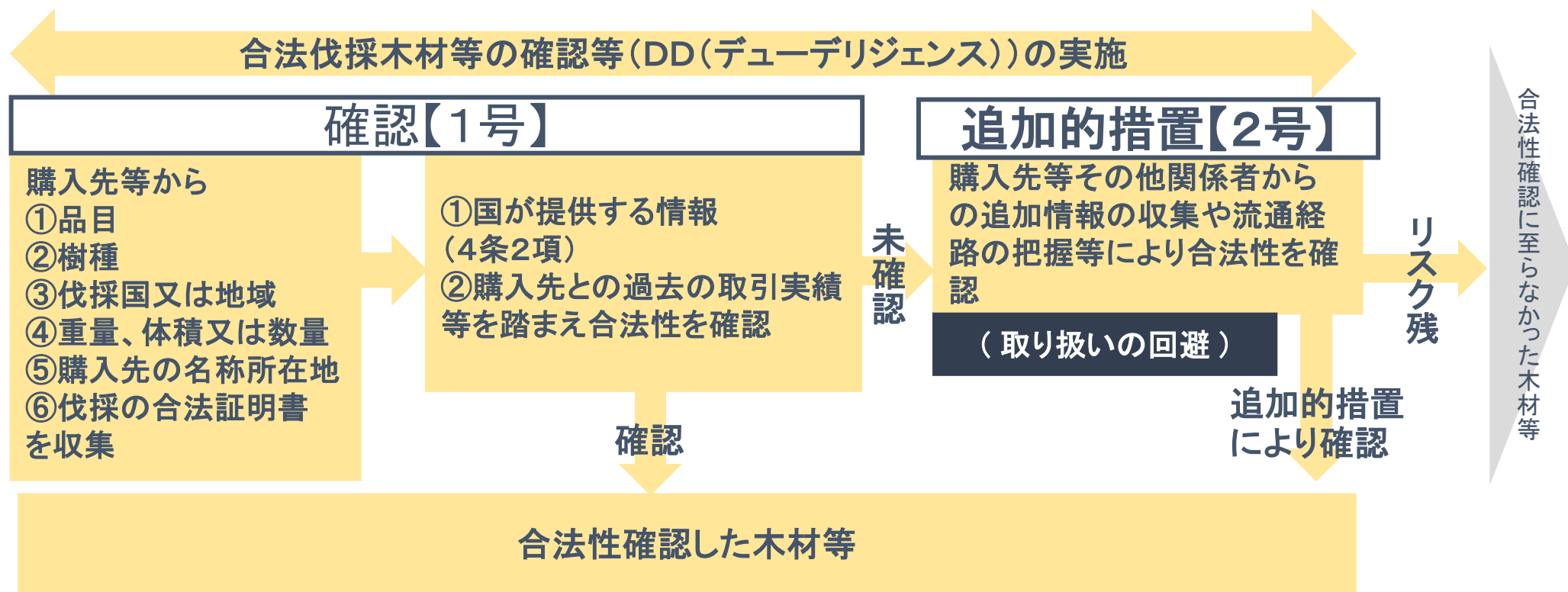
# 木材関連事業者の範囲



## 2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

# 合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)

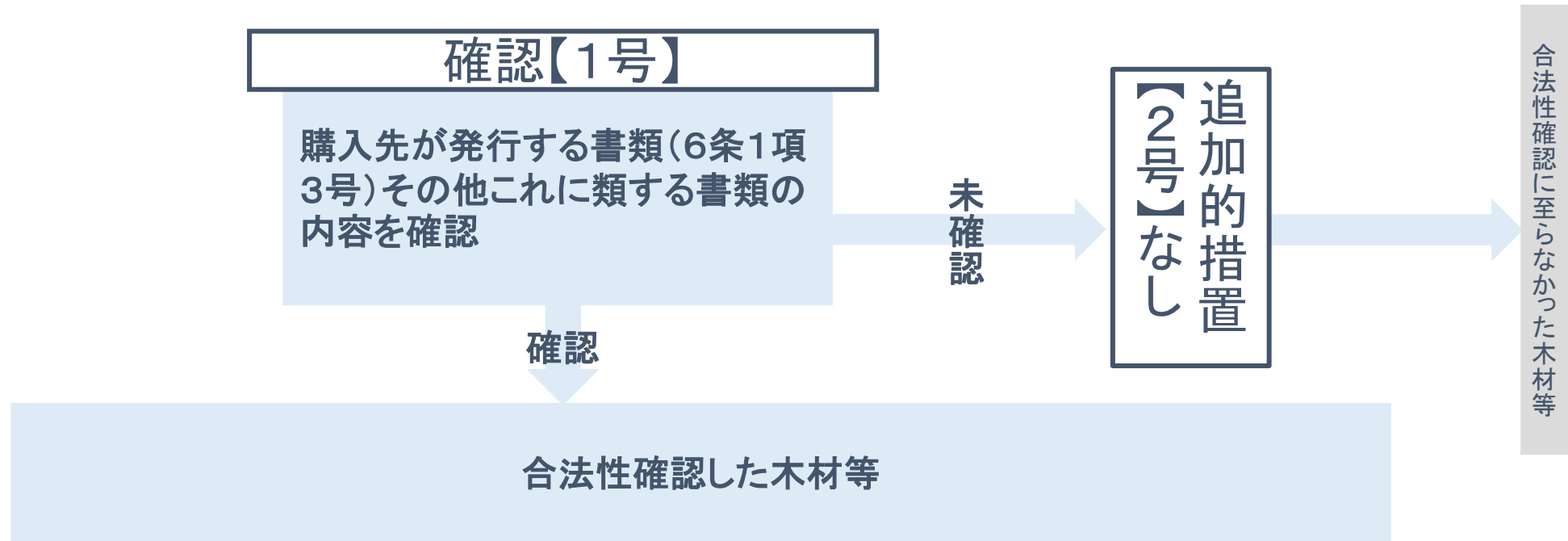


## 6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

# 合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)



## 6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項